

国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第13条第1項に規定する教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。ただし、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教職員を除く。</p> <p>(1) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたものであり、次に掲げる部局等に所属する者</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>ウイルス・再生医科学研究所</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ <u>霊長類研究所神経科学研究部門</u></p> <p>サ～ソ } (略)</p> <p>(2) (後 略)</p> <p>別表(第3条関係) (略)</p>	<p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>ア～キ } (同 左)</p> <p>ク <u>医生物学研究所</u></p> <p>ケ (同 左)</p> <p>コ～セ } (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第3条関係) (同 左)</p>